

アルケイア記録・情報・歴史—
第19号 2024年11月 1-33頁
南山アーカイブズ

メッカ・パスの変遷にみる巡礼の制度化

吉田 信

南山大学国際教養学部教授

1

Mecca pas or how to regulate the Hajj

Department of Global Liberal Studies, Faculty of Global Liberal Studies,
Nanzan University

YOSHIDA, Makoto

Archeia: Documents, Information and History
No.19 November, 2024 pp.1-33
Nanzan Archives

はじめに

メッカ・パスの誕生－1859年巡礼規則とメッカ・パスの導入

1894年パス

1903年パス

1903年パスの現物

1909年パス

1921年パス

1921年パスの現物

1921年パス切り離し部分

おわりに

メッカ・パスの変遷にみる巡礼の制度化

吉田 信

はじめに

国境を超える人の移動はグローバル化の進展にもなあって生じた比較的近年の現象として語られることが多い。国境を超える移動の際に欠くことのできないものが旅券（パスポート）である。ジョン・トーピーの研究が示しているように、現在われわれが出入国の際に用いるパスポートは、国民国家の形成（フランス革命）を契機として整備されたとされる¹。もちろん国民国家形成以前にも、その時々政治権力が人々の移動を管理しようと試み、様々な形態の通行許可証を発給することは広くみられていた²。しかし、特定の国家との紐帯を公的に示す個人の身分証明書としての機能を担う旅券は国民国家形成をまたねばならなかった。とはいえ、19世紀を通じて出入国管理制度も現在ほど厳格ではなく、近代的旅券の黎明期には、ある意味当然ではあるが、旅券制度にも未整備な部分が多々残っていた。

その最たるものが植民地をめぐる旅券制度である。第一次世界大戦を経験するまで、世界は植民地の領有を当然のものとしていた。植民地はそれを領有する国家の領土として位置づけられていたわけだが、植民地の領土は本国の領土の単純な空間的延長として捉えることができるのだろうか。本国での旅券制度は植民地にも導入されたのか。本国から植民地への移動、あるいは植民地から本国への移動には旅券が必要であったのか否か。社会が支配層と被支配層とに階層化され移動の権利も制限されていた植民地において、旅券による移動の制度化はどのように構築されていたのか、様々な疑問

¹（トーピー 2008）を参照。なお、トーピーの研究は植民地での旅券制度についてはほぼ触れていない。

² 例えば国宝にも指定されている円珍の「過所」は855年に発給された唐代の通行許可証であるが、発給主体は唐の行政機関であり、「旅券」というよりはむしろ現在の「査証」に相当するものと理解するのが正確であろう。

が生じてくる³。

植民地の存在していた時代の国際社会では、人の移動には大きな制約があったであろうことは容易に想像できる。航路の開拓と輸送手段の進展にともない改善されていったとはいえ、交通手段は限られ、国境を超えて移動するためには長期間の不在を可能とする経済的な条件が整うことも必要であった。さらに、移動の自由そのものに対しても制約が存在していたことを忘れてはならない。

オランダが植民地としていたオランダ領東インド（以下、東インド）では植民地の社会が「人種」を基準として構造化されていた。支配する側のオランダ人を含めたヨーロッパ系住民は、植民地の法律により「ヨーロッパ人」として区分される一方、支配される側は「原住民」としてカテゴライズされていた。いずれの範疇に属するかによって植民地内のみならず植民地外への移動に相違が存在していた。植民地での移動に制約がなかったわけではないものの、「ヨーロッパ人」に属することは「原住民」に属すよりはるかに移動の制約が少なかった。法的に「原住民」として扱われていた華人は、反対に最も制約を被った住民集団といえる。彼らは植民地政庁によって指定された地区に居住することを強いられ、地区外への移動の際には通行許可証の携帯が義務付けられていた⁴。

しかしながら、東インドにおいて植民地の被支配層である「原住民」が植民地の領外に大規模に移動した例外的な現象がメッカへの巡礼（ハッジ）であった。ここでは、巡礼者に対して発給された巡礼用パス、いわゆる「メッカ・パス(Mekkapas)」を取り上げ、その様式の変遷を紹介することにより巡礼がどのように制度化されていったのかをたどっていききたい⁵。

「メッカ・パス」とはメッカ巡礼に限定して巡礼者に発給された渡航（通行）許可証である。目的地はメッカであり、通常メディナへの巡礼もあわせておこなわれることが多い。メッカはヒジャズ(Hijaz)と呼ばれるアラビア半島の紅海沿岸に位置するため、巡礼のためにはオランダ領東インドの領外へ巡礼者が出ていくことが前提となる。東インド政庁も信教の自由を名目としてメッカ巡礼を公には容認していた⁶。

³ この疑問に対しては、(吉田: 2021) を参照。

⁴ 「通行許可証・居住区制度(Passen-en Wijken stelsel)」として20世紀初頭までこの制約は存在した。

⁵ メッカ・パスの検討から巡礼の制度化に注目した先駆的業績として(國谷: 2004; 2008)がある。

⁶ 植民地統治の原則を定めたいわゆる1854年の「統治法」でも「原住民」によるメッカ巡礼を信

とはいえ巡礼は宗教的な目的によるあくまでも例外的な移動であって、植民地権力は無制約にこれを容認していたわけではなく、ある時期から巡礼を管理する必要性を明確に感じるようになる。通常指摘される要因としては、次の3点をあげることができる⁷。

1. 植民地住民の安全の確保。巡礼者の数が増大するにつれて巡礼途上での事故や犯罪などから巡礼者を保護する必要性が高まったこと。2. 公衆衛生。19世紀半ばからみられる巡礼を媒介とした感染症（コレラ、チフス、天然痘）がヨーロッパの宗主国（英仏蘭）と、なによりもメッカを統治するオスマン帝国において巡礼の国際管理の必要性に対する認識を共有させていったこと。3. 汎イスラーム主義。19世紀末から興隆する汎イスラーム主義の影響のもと、各植民地からメッカに集うムスリムの間には反植民地意識が醸成されていく。植民地の境界を超える反植民地的動向の高まりは、植民地権力にとっての「過激分子」の把握、すなわち巡礼に向かう個人の情報を収集把握し、必要に応じて特定する必要性を高めたこと。これらの要因を背景として巡礼の手続きを制度化し、植民地権力の管理のもとにおく傾向が顕著になっていく。この巡礼の制度化を象徴する権力装置こそ、メッカ・パスであった。

メッカ・パスの誕生－1859年巡礼規則とメッカ・パスの導入

メッカ・パスの様式が初めて定められるのは、1860年のことである。これは、その前年に制定された巡礼規則に基づいていた。しかし、メッカ・パスの導入以前から巡礼目的でメッカを訪ねる人々は存在しており、おそらくはオランダが東インドに進出する以前から巡礼目的でメッカへ渡航する人々は存在していたものと思われる。

メッカ・パス導入以前、巡礼に際して必要とされた通行許可証はなんであったのか。それを間接的に示しているのが巡礼について最初に確認できる、1825年の総督決議である⁸。この決議ではバタヴィア(Batavia)の理事から総督府に送られた報告が引用されており、200名ほどの「原住民」がメッカへの巡礼を理由として警察にパス(pas)を申

教の自由を理由として認めていた。

⁷ 植民地権力による巡礼の制度化については様々な観点から研究が進展している。ここでは代表的なものとして、(Alexanderson: 2022; Low: 2018; Slight 2015; Tagliacozzo: 2013; 2016)をあげておく。

⁸ Resolutie van den Gouverneur-Generaal van Nederlandsch-Indië van 18 October 1825 no. 9. 1825年から1852年の政令については(Eisenberger 1928)を参照のこと。

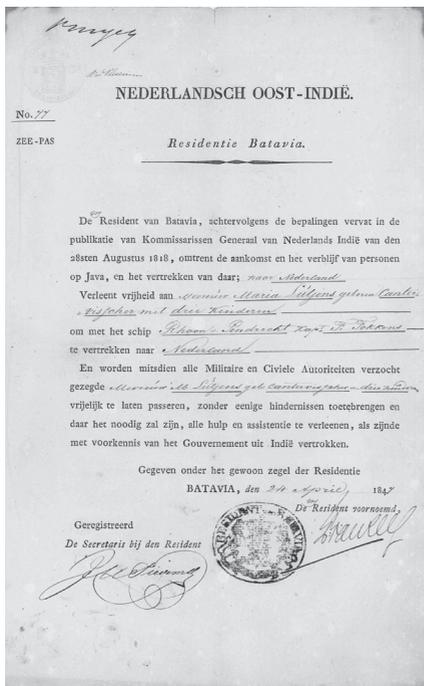
請したことが記録されていた。報告では、彼らがMagbarという名称の帆船で、Sech Oemar Boegiesという名の船長によりメッカまで航海する予定であると言及されていた。

巡礼を目的とするパスの申請に対して、この決議ではメッカ行きパス1通につき110ギルダーを手数料として徴収することが定められている。1825年当時の110ギルダーが現在の価値に換算してどの程度の金額になるかは不明であるものの、相当の額であったことは想像に難くなく、メッカ行きパスの申請を抑制させたいオランダ側の意図が強うかがわれる。

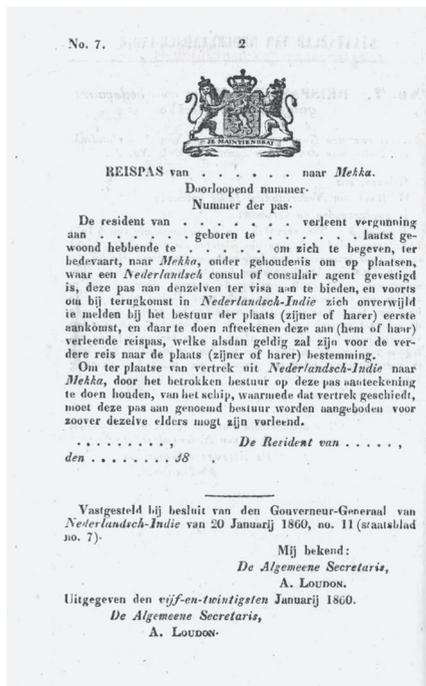
その後、メッカ巡礼関係の政令は1827、1830、1831、1839年に出された後、1852年にはそれまでの政令を再度確認する内容の決議が出されている。1831年の決議では、リアウ、シンガポール、ペナンといった要所でパスを詐取して巡礼がおこなわれていることが指摘されている。先にみたように、1825年の決議以降、巡礼を目的とするパスの申請には110ギルダーという相当の手数料が課されており、この手数料を回避するための行為が横行していたのであろう。東インド政庁はこうした動きに対して、パスの詐取による巡礼が明らかとなった場合、220ギルダー（メッカ行きパスの手数料の倍）の罰金もしくは懲役10ヶ月というかなり厳しい対応を取っている。さらに、この決議では、「原住民へのメッカへの渡航は可能な限り制限されねばならない」と述べられており、植民地権力にとって「原住民」の領外への移動に対する認識が示されている点も興味深い。

これらの政令が出された時点では渡航目的をメッカ巡礼に限定したメッカ・パスは存在していなかった。それでは、どのようなパスを用いて巡礼者は東インド領外に出ていたのだろうか。残された史料が確認できないため確実なことは言えないのだが、19世紀を通じて東インド植民地を起点としてオランダ本国を含む領外への移動に用いられていたパスとして「ゼー・パス(zee pas)」と呼ばれる渡航許可証があり、おそらくはこのパスの目的地にメッカ（ヒジャズ）を記入して渡航していたことが推測できる。1825年の総督決議で言及されているパスは、ゼー・パスと考えて誤りではないだろう。ちなみに、「ゼー(zee)」は「海」を意味するオランダ語であり、航海を前提としたパスであったことが名称からもうかがえる（図1）。

このような一連の流れの後、1859年にメッカ巡礼を対象とする規則が制定される



(図1) 実際に使用されたゼー・パスの例。バタヴィア理事州発行の1847年4月24日付パス。左上部の番号下にZEE-PASと印刷されている。ジャワからオランダへの渡航に際して用いられた。渡航先、人物名、出生地、船舶名、船長名が記され最下段には発給権者の理事および理事書記官の署名が記載されている。CBG (Centrum voor familiegeschiedenis) 所蔵。Familiearchief Dekker75 inv.nr. 101



(図2) 1860年に定められた初のメッカ・パス。オランダ領東インド総督決議1860年1月20日第11号により制定された。以下、本文で紹介するメッカ・パスの各様式はオランダ領東インド官報に掲載のものである。

(東インド官報1859年第42号)⁹。これはメッカ巡礼制度化の起点に位置する規則と

いえる。全6条からなる規則は、第1条で巡礼者に対してパスの取得を義務付け、第2条は資産証明と巡礼時のパスの提示、第3条は巡礼途上の寄港地に存在するオランダ領事館での査証義務、第4条は巡礼から帰還した際に上陸地の自治体長への報告義務、第5条は巡礼証明 (ハッジ・テストと呼ばれる)、第6条は自治体の巡礼記録保管義務からなっていた。また、この規則には巡礼記録を保管するための様式が定められ添付

⁹ Stb. 1859. No. 42. BEDEVAARTGANGERS. Bepalingen ten aanzien van hen, die zich ter bedevaart naar Mekka wenschen te begeven.

Doorlopend nummer

Nummer der pas

De resident van verleent vergunning aan geboren te laatst gewoond hebbende te om zich te begeven, ter bedevaart, naar *Mekka*, onder gehouden is om op plaatsen, waar een *Nederlandsch* consul of consular agent gevestigd is, deze pas aan denzelven ter visa aan te bieden, en voorts om bij terugkomst in *Nederlandsch-Indie* zich onverwijld te melden bij het bestuur der plaats (zijner of harer) eerste aankomst, en daar te doen afteekenen deze aan (hem of haar) verleende reispas, welke alsdan geldig zal zijn voor de verdere reis naar de plaats (zijner of harer) bestemming.

Om ter plaatse van vertrek uit *Nederlandsch-Indie* naar *Mekka*, door het betrokken bestuur op deze pas aantekening te doen houden, van het schip, waarmede dat vertrek geschiedt, moet deze pas aan genoemd bestuur worden aangeboden voor zoover dezelve elders mogt zijn verleend.

通し番号

パス番号

.の理事は.で生まれ.現在.に住する.にメッカ巡礼への許可を与えるものとする。オランダ領事または領事代理人がいる場所で査証を取得するためにこのパス(pas)を提示する義務があり、オランダ領東インドへの帰還時には(彼もしくは彼女の)最初の到着地の自治体に遅滞なく届け出、そこでこの旅券(reispas)に署名を受けることで、(彼もしくは彼女の)目的地へのさらなる旅行に有効となる。

オランダ領東インドからメッカへの出発地において、出港に使用する船舶を表示するためには、このパスが他の場所で交付されている場合、関係諸機関に提示しなければならぬ。

されていた¹⁰。

この規則には冒頭で「調査によれば過去6年間でメッカへのパスが発給された12,985人のうち帰還した者はわずか5,594人にすぎず、そのうち相当数はメッカにたどり着いていないものと思われる」と当時の

(図3) 1860年様式の記載文。なお、記載文下部の理事州名、発給年月日以下の箇所は省略している。

メッカ巡礼に関する植民地権力側の状況認識が示されている。ここには巡礼を目的として東インドの領外へ出た者の数、東インドに帰還した者の数、さらに巡礼が適切におこなわれたかといった点が触れられており、政庁が巡礼の行程を管理する必要性を意識していたことがうかがわれる。

この規則を受けて翌1860年に導入されたのがメッカ・パスである(東インド官報1860年第7号)¹¹。実際の巡礼で使われた1860年のパスは現在のところ確認できていないものの、様式については東インド官報に掲載されているものを確認できる(図2)。これは紙片1枚で表面に定型文が印刷されており、裏面は白紙である。縦横のサイズは不明。空欄には、出港地、理事区名、所持人の名、出生地、居住地、発給年月日、理事名を記載することになっていた(図3)。メッカ・パスの導入に際して各地の自治体長に宛てて出された通達では、パス発給数を報告することが要請されていた¹²。

¹⁰ 巡礼証明も巡礼制度化において重要な対象であるが本稿では省略する。詳しくは(國谷 2004)を参照。

¹¹ Stb. 1860. No. 7 Reispassen. Model voor bedevaartgangers naar Mekka. Besluit van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch-Indië, van den 20sten Januari 1860, No. 33

¹² Bij. No. 898. BEDEVAARTGANGERS. MISSIVE aan de gouverneurs der Moluksche eilanden en van Celebes en onderhoorigheden, aan de residenten van Banda, Menado, Timor, Banka, Zuid- en Oosterafdeeling van Borneo, Wester-afdeeling van Borneo en Lampongsche distrikten en aan de assistent-residenten van Benkoelen en Biliton. No. 905. Batavia, den 28n April 1860.

1894年パス

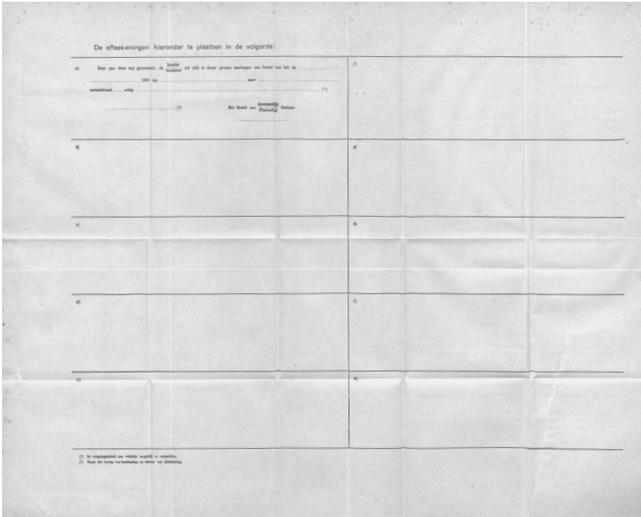
1894年、メッカ・パスは改定される（東インド官報1894年第134号）¹³。改定によりパスの様式にも大きな変更が生じた（図4）。紙片のサイズは44.5×53.5cm，中央最上部の国章から上下に引かれた線

（図4）

られた。向かって左側最上段には「メッカへの旅券(Reispas naar MEKKA)」と記載され，その左下には「通し番号 (Doorloopend Nummer)」，一段下がって「(身体的) 特徴 (SIGNALEMENT)」とあり，続いてその下に所持人の身体的特徴を項目毎に記入する箇所が設けられた。記載項目は当時用いられていた普通旅券に準じているとよい。項目は上から順に性別，推定年齢，体格，身長，顔，目，鼻，口，顎，口髭，顎髭の有無，眉，その他の身体的特徴となっている。

身体的特徴項目欄の右側は上段からパス発給権者，発給地，申請者の出生地（村落・区・理事区・理事州），申請者の居住地（村落・区・理事区・理事州），職業の記載欄が続く。さらに1から4までの順に巡礼手続きが記載されている。巡礼に際しては，1. オランダ領東インドの出港地の自治体にパスを提示して署名を得，2. オランダ領東インドからジェッダに到着後24時間以内にオランダ領事館にパスを預け，3. オランダ領東インドへの帰還の際にパスの返還を受け，4. オランダ領東インド到着後速やかに上陸港自治体でパスに署名を受けること，と記載されている。その下にはパス交付日，

¹³ Stb. 1894. No. 134. REISPASSEN. BEDEVAARTGANGERS. Vaststelling van een model reispas naar Mekka. Besluit van den Gouverneur-Generaal van Nederlandsch-Indië van 4 Juli 1894 no. 11.



(図5)

発給者の署名欄が続く。

短い横装飾線で区切られた下段には、aからdまでの4点の注意事項が加えられている。注意事項の内容は、東インドからの巡礼者は a. ジェッダのオランダ領事館による支援を受けられること、b. 巡

礼途上で問題が発生した場合領事館に申し立てること、c. パスに記載された巡礼手続きを怠った場合の罰則（6日以内の禁錮もしくは最高25ギルダーの罰金）、d. 帰還後の手続きを怠った場合の罰則（100ギルダー以下の罰金）に対する注意が記されている。さらに、中央の縦線を境とする右側の空欄上部には「訳(Vertaling)」と記されている。

裏面は縦横の罫線によって10に区分され、左上から下の順に、aからkまでjを抜いたアルファベット順に文字が振り分けられ、aには乗船日、経由地、目的地、船舶名、乗船港の名称、乗船地の自治体名を記載することになっていた（図5）。

1860年パスと比べたこの改定の変更点としては、なによりも様式自体が大きく変更されたことにある。当時の旅券の様式を踏まえつつ巡礼用の記載事項を加えていることと、記載事項の訳を記入できるようになった点は以前のパスと比べて大きな変更といえる。とりわけメッカ・パスに巡礼手続きが記載され、巡礼の一連の行程がパスに紐づけられるようになったことも注意すべき変更点だろう。これを可能にしたのが、1872年にジェッダに開設されたオランダ領事館の存在であり、領事業務の中心的な関心は巡礼の円滑な確保にあった¹⁴。ちなみに1875年には1859年規則

¹⁴ 1869年のスエズ運河開通ともなうヨーロッパと東インド間の貿易拡大も領事館開設の背景に存在した。

の3条が改定され、領事館にパスを預けるのと引き換えに巡礼者はメッカでの滞在証(verblijfpas)を領事館から交付されることとなった。滞在証はジェッダ出発時に領事館に返還し、引き



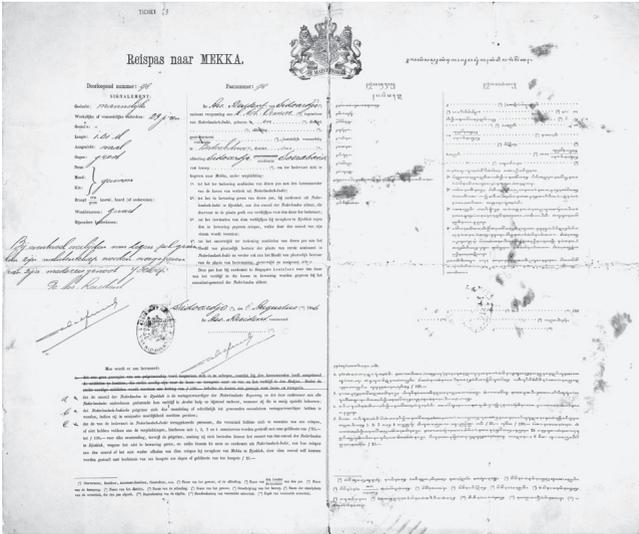
(図6) 1909年2月22日撮影。ライデン大学デジタルコレクション。http://hdl.handle.net/1887.1/item:3187680

換えにメッカ・パスを受け取るのである。滞在証の様式および実物については未確認である。

この決議の2日後に地方自治体長へ出された通達では、往復の旅費として100ギルダ一の所持が妥当であるという指針が示されている¹⁵。パスの発給に際しては往復のチケットに加えて100ギルダを巡礼にかかる経費とし、その証明をパスの申請者に求めることとなった。メッカ巡礼を現実に行うことの可能な経済的裏付けが確認されることとなったのである。巡礼資金の目安はジェッダの領事館からの報告に基づいていた。このことは、十分な資金を準備せずに巡礼に出かけ、東インドに帰還することができなくなった者の存在が背景にある。

1909年にジェッダ領事館前で当時の領事であるニコラース・スヘルテマ(Nicolaas Scheltema)によって撮影されたこの写真は、ライデンのスヌック＝フルフローニェ(Snouck Hurgronje)に宛てた彼自身の説明が添えられている(図6)。それによると、巡礼資金の枯渇した巡礼者が毎朝わずかな米の支給のため領事館前に集まる光景をとらえたものとされ、数名が手にしている巻紙は帰りの乗船チケットと説明されている。この巻紙はメッカ・パスである可能性も否定できない。

¹⁵ Bijb. 1895. No. 4924 MEKKAGANGERS. Bedrag van den reispenning, waarmede in sommige gevallen de aanvragers om een pas voor de bedevaart naar Mekka kunnen volstaan. CIRCULAIRE. Aan de Hoofden van Gewestelijk Bestuur, No. 507. Buitenzorg, 21 Februari 1894.



(図7) 47×57cm。Wereld Museum Leiden所蔵 (図8も)。2016年撮影。博物館サイトでのリンクは、<https://hdl.handle.net/20.500.11840/139835> (参照2024年10月19日)

1903年パス

1902年に巡礼手続きに変更が生じると、その翌年メッカ・パスも様式が改定された(東インド官報1903年第296号)¹⁶。様式については実際に使用されたパスで検討する。この改定は微修正にとどまっているといえるものの、通達において示されていた

巡礼前の渡航資金(100ギルダー以上)確認を港湾長の責任において実施するものとされ手続きの一部に組み込んでいる。

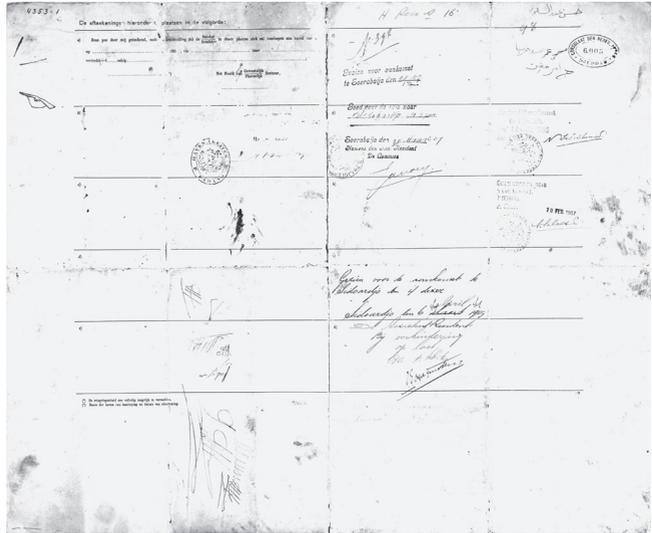
1903年パスの現物

20世紀に入ると実際の巡礼で用いられたメッカ・パスを確認できるようになる(図7)。ここで示したメッカ・パスは1903年の様式に基づいて1906年に発給されたパスである(より正確には1905年に微修正された様式)。一見して目を引くのが、1903年の様式では空欄であった翻訳欄にジャワ文字による記載欄が設けられていることである。

パスの実記載事項を確認しよう(左側のオランダ語部分)。上段向かって左側上から通し番号は98、身体的特徴の記載項目は上から順に、性別男子、年齢23歳、体格の記載なし、身長1メートル61センチ、顔は卵型、目は大きく、鼻、口、顎は普通、顎

¹⁶ Stb. 1903. No. 296. REISPASSEN. BEDEVAARTGANGERS. Vaststelling van een model-reispas naar Mekka. Besluit van den Gouverneur-Generaal van Nederlandsch-Indië van 9 Augustus 1903 No. 33.

髭口髭の記載はなく、眉は黒、とある。その他の記載事項は空欄で、その下に手書きで書かれている文は、巡礼途上で死亡した場合に携行品を同行者Joesoepに引き渡すことが副理事官により書かれている。

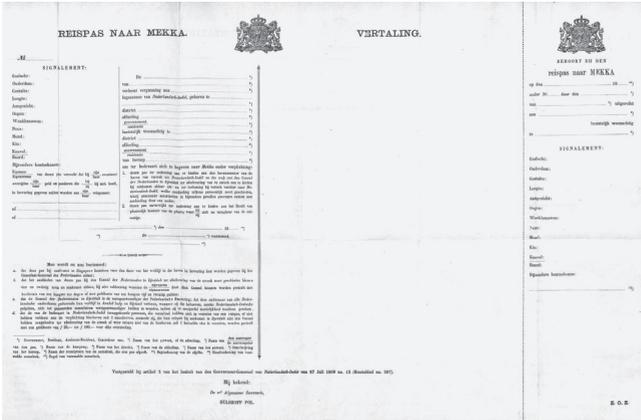


(図8)

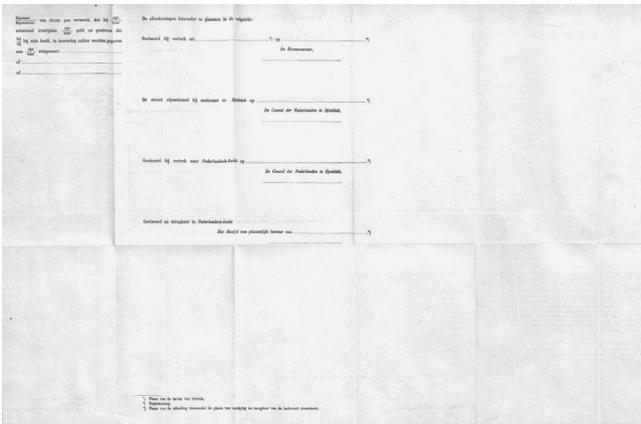
縦線で区切られた上段右の欄

は上からパス番号98、記載文は「Sidoardjo (シドアルジョ) の副理事官は、スラバヤ理事州シドアルジョ区Bedoekdowo生まれかつ居住のオランダ領東インドの居住者(ingezetene)であるE Moh. Oemar、職業(空欄)、メッカへの巡礼を行うことに許可を与えるものである」とあり、シドアルジョ副理事官の署名と押印を認めることができる。続く下段にはすでにみた4段階の巡礼の行程が記載されている。

裏面には5箇所に押印が認められる(図8)。押印は、中央線向かって左のものがパダン港湾長印。パダンはパスの発給地であるシドアルジョからは相当遠方にあるが、ここを乗船地とした経緯は不明である。本来であれば乗船地の自治体でパスの申請を行う手続きとなっている。また乗船した船舶名、乗船日もパスの該当部分が削れており確認できない。中央縦線をはさんで右は上からジェッダのオランダ領事館印、その下も1906年10月10日付ジェッダ領事館の到着印で署名は領事のニコラス・スヘルテマのものである。続いて1907年2月19日付ジェッダ領事館の出発印を確認できる。オランダ領東インドのスラバヤに帰還した日付は1907年3月29日、鉄道でシドアルジョまで移動することがその下に記載され、1907年3月30日のスラバヤでの押印を確認できる。巡礼の行程は4つの段階に整理されていたが、残された査証印からも行程ごとに関係者による確認がおこなわれていたことを確かめられる。1906年10月10日のジェ



(図9) 34×52.5 (10)cm. 括弧内は帯部分の幅。向かって右、点線で区切られた箇所が帯である。



(図10)

ツダ到着から翌年2月19日の出発まで、4ヶ月ほど巡礼のためにメッカ滞在したことも査証印からわかる。

1909年パス

1903年様式による

メッカ・パスは

1909年に改定される

(東インド官報

1909年第397号)¹⁷。

この変更ではジェ

ツダのオランダ領

事館での保管を目的

としてメッカ・

パスに切り離し帯

が付加された(図

9)。これにより巡

礼者はジェツダ到

着後24時間以内に

領事館で帯を切り離し提出することとなった。帯にはメッカ・パスの発給に関する情報と身体的特徴を記載する項目が設けられた。この改定にともない、それまでメッカ・

パスと交換に領事館で巡礼者に交付していた滞在用パスは廃止となった。

¹⁷ Stb. 1909. No. 397. Reispassen. Bedevaartgangers. Buitenwerkingstelling van het model bedoeld bij artikel I van het besluit in Staatsblad 1903 no. 296. Vaststelling van een model voor reispassen, uit te reiken aan bedevaartgangers naar Mekka, zoomede van een model van een door de Hoofden van plaatselijk bestuur aan te houden register van de door hen verleende reispassen voor bedevaartgangers naar Mekka en van de terugkomst der bedevaartgangers.

パス裏面には、
 1. 乗船地、乗船年月日、港湾長署名欄、2. ジェッダ到着時の帯切離し日とジェッダのオランダ領事署名欄、3. オランダ領東インドへの出港時の査証日とジェッダのオランダ領事署名欄、4. オランダ領東インド到着後、地方自治体長



(図11) ジェッダ領事館でのメッカ・パスへの査証の様子。1907-11年の期間に撮影。テーブル中央が領事のヘルテマ。彼の隣で領事館員が横向きで査証印を押しているのが確認できる。ライデン大学デジタルコレクション。
<http://hdl.handle.net/1887.1/item:3187037> (参照2024年10月19日)

への報告欄といった順に記載項目が区分されている(図10)。また、帯の裏面には、パス所持人が巡礼途上で死亡の場合、携行している現金と所持品を託す巡礼同行者の名を記載する欄が設けられている。

1909年6月には東インド政庁書記官から地方自治体長に宛てて出された通達では、この変更について次のように解説していた¹⁸。新しいパスの導入にともない、これまで用いてきた巡礼報告用の書式は廃止されること(東インド官報1902年第318号)。新たなメッカ・パスは1910-1911年の巡礼季から適用されること。さらに、パス裏面の記載が示すように4段階の巡礼手続きに若干の変更が生じた。1. 乗船する港の港湾長にパスを提示し査証を受ける。これまでは居住する地方自治体長から査証を求めたものを乗船時に変更し、港湾長に査証の権限を移譲した。2. ジェッダ到着後、オラ

¹⁸ No. 7130 BEDEVAARTGANGERS. REISPASSEN. Nieuwe bepalingen betreffende de reispassen van bedevaartgangers naar Mekka. Voorschriften ter invulling, van den nieuwen Mekkapas. Staatsblad 1909 nos. 396 en 397. CIRCULAIRE GOUVERNEMENTS SECRETARIS. Aan de Hoofden van gewestelijk bestuur. No. 1945. Buitenzorg, 27 Juli 1909. なお、今回は巡礼報告用書式についてはとりあげていないものの、政庁がなにを記録し保管しておくことを意図していたのかを理解するには重要な書類である。

ンダ領事にパスを提示し、切離し部分を領事館で保管するとともにパスは巡礼者に返却される（図11）。これまでパスと引換に交付していた滞在パスは廃止されることとなり、巡礼中もメッカ・パスを携行することとなった。3. 巡礼終了後はオランダ領事にパスを提示し査証を受ける。4. 蘭印帰還後は居住地の自治体長へ報告。上陸時におこなっていた報告と上陸地の自治体長からの署名も廃止され、巡礼者は居住地の自治体長に報告をおこなうように変更となった。

この通達では、加えて1904年9月の通達を再度確認するよう自治体長に注意を促している。これは、パスの発行に際して確認すべき留意事項を8点にわたり列挙していた。

a. パスは鮮明に手書きすること。b. パスの適切な欄に所持人の名前が記載されること。「ジャワ人」、「マレー人」、「原住民」、「原住民女性」、「マレー人女性」などは加えない。c. 所持人の描写（身体的特徴のこと）は正確におこない、可能な場合は、ヨーロッパ人官吏が記載すること。d. 両親あるいは親戚にともなわれている12歳以下の児童の場合を除き、同じパスには1名以上の名前は記載しないこと。e. 混乱を避けるためパスの申請者に対して本人が巡礼をおこなうのか、あるいはそのパスで巡礼を望む家族もしくは友人の代理なのかを尋ねること。f. パスはパス番号のみを付与し、通し番号はつけない。g. パスの所持人に対して死亡の際には所持品と現金を巡礼の同行者の誰に託すか尋ね、パス本体と帯の裏側に明記しておくこと。これについて申請者が1名しか明記しない場合はそのように取り扱うものの、1名以上とすることが望ましく、申請者に注意を促しておくこと。h. 巡礼に出かける者に対してパスを適切に扱い、巡礼港の港湾長およびジェッダの領事を除いては蘭印からジェッダへの到着時とジェッダから蘭印への出立時に第三者にパスを譲渡しないことがいかに大切であり、パスの不携帯あるいは誤ったパス（自分の名前が記載されていない）では居住地へ帰還できないことを指摘しておくこと。以上8点の注意事項が記されていた。

bおよびcの注意事項からは、メッカ・パスの発給に際して所持人の特定を個人として絞り込んでいく明確な意図が読み取れる。hの注意事項は、実際の巡礼において生じたと思われる事態を念頭においた注意事項であり、メッカ・パスの導入による巡礼の制度化がこの時点で直面していた困難を示唆しているといえよう。第三者への譲渡についての言及は、裏を返せばメッカ・パスを何らかの理由で必要とする（詐取）第三者の存在が前提となっていると理解できる。パスの不携帯はパスを申請しない、あるいは携帯の必要性を認識せずに巡礼に出る者の存在、誤ったパスというのは、パス

の申請時に起因すると思われる記載事項の誤りであり、おそらくは申請者が非識字者であることが背景にあるのだろう。

1921年パス

東インド官報1921年第656号は、1909年メッカ・パスの様式を大きく改定しただけでなく、オランダ統治期に定められたメッカ・パスとしては結果として最後のものとなった¹⁹。1909年様式からの変更点としては4点指摘できる。

1. 冊子型パスの導入。冊子型への変更の経緯は詳らかではないものの、オランダ本国での旅券はすでに1919年には冊子型に変更されていた。さらに1920年に開催された国際旅券会議でも旅券の形状を冊子型に統一することが確認されていたことと関係があるものと思われる。

2. ワクチン接種記載欄の付加。メッカ巡礼を望む者に対して天然痘、コレラおよびチフスのワクチン接種が義務付けられた。巡礼が感染症の国際的な拡大に関与していることはこれ以前より認識されていた。1865年のコレラはヒジャズを訪れていた各地からの巡礼者に多くの死者を出し、翌1866年には第3回国際衛生会議がコンスタンチノーブルで開催されるきっかけとなった²⁰。1885年にメッカから東インドに帰還する巡礼船上で天然痘患者が発生した際には、事態を深刻に受けとめた東インドの医務官は、巡礼前の出発時に巡礼者に対するワクチン接種の義務化を総督府に提唱していたものの、この提案は採用されることはなく、巡礼者にはワクチンの有用性を啓発するのみにとどめられた²¹。国際的にも巡礼者に対する検疫体制を統一する動きは1892年の第7回国際衛生会議までまたねばならなかった。こうした一連の過程の延長で、公衆衛生の機能がメッカ・パスに組み込まれたのである。新型コロナウイルスの世界的拡大にとまなう人の移動が制限されたなかで、ワクチン接種の記録をパスポートに組み込む動きがみられたが、その先駆ともいえよう。

¹⁹ Stb. 1921. No. 656 Reispassen. Bedevaartgangers. Vaststelling van een model voor reispassen, uit te reiken aan bedevaartgangers naar Mekka. Besluit van den Gouverneur-Generaal van Nederlandsh-Indië van 4 November 1921 No. 52.

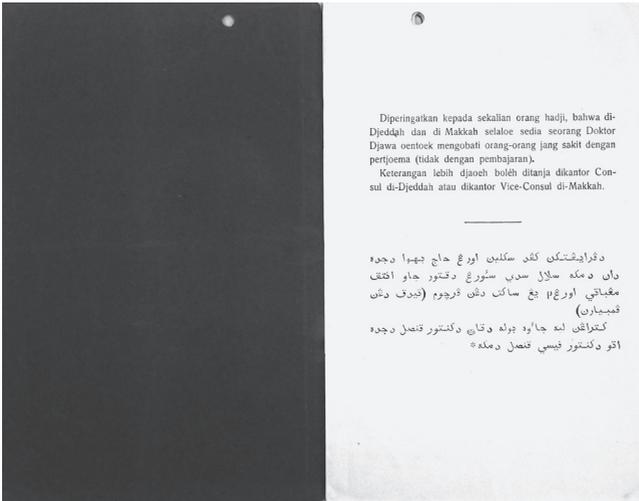
²⁰ 巡礼で訪れていた9万人のおよそ3分の1が死亡したといわれる (Chiffolleau 2022)。なお、第1回国際衛生会議は1851年にパリで開催されている。

²¹ Bijb. 1885. No. 4114. MEKKA-GANGERS. Aanschrijving om „—“ aan te bevelen zich vóór hun vertrek te laten vaccineren. Aan de Hoofden van Gewestelijk Bestuur. No. 579. Batavia, 16 Januarij 1885.

3. 死亡時の携行品引き渡し先明記。巡礼途上で亡くなった者の現金および携行品を巡礼者の誰に引き渡すかはそれまで帯裏に記載していたが、冊子型のメッカ・パスでは所持人の身体的特徴と証明写真のページ下部に記載することとなり発給者の確認を要するように変更された。同じページには、ジェッダ到着時に領事館へ提出する切り離し部分が維持された。

4. ジャワ文字からジャウイ文字への変更。メッカ・パスのオランダ語箇所はそれまでジャワ文字による訳が記載されていたのに対して、このパスからジャウイ文字に変更されている。理由が明記されていないわけではないものの、ジャワ島以外の巡礼者の数が増大したことがおそらく背景にあるものと思われる。とりわけ、ジャウイ文字の使用頻度の高かったスマトラからの巡礼者の増加が推測される。

1921年パスの現物



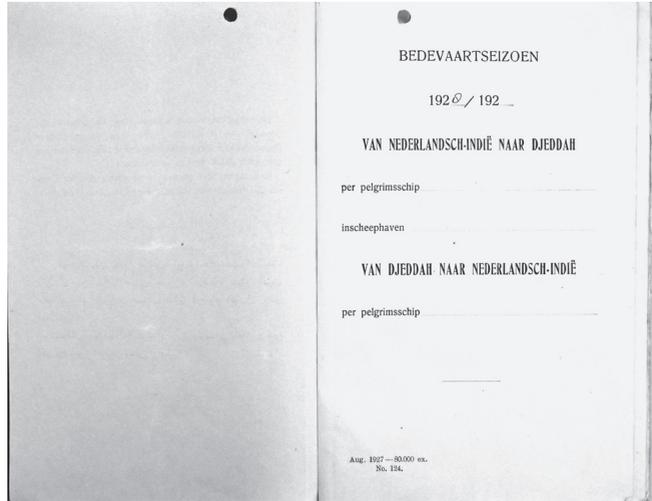
(図12) パスのサイズは、見開きで22,5×28cm。

1921年様式は冊子部分と領事館で切り離され保管された帯の実物いずれも確認できる。ここでみるメッカ・パスは1928年に発給されたものである²² (図12-19)。最初の見開きには、スミ(アルファベット)とジャウイ表記のマレー語で

巡礼者への案内が掲載されている。内容は、ジェッダとメッカには原住民医師(Doktor Djawa)が常駐しており病気の場合には無料で診察を受けることができるというもの

²² このパスはライデンの旧民族学博物館所蔵である。図版は2016年調査時に撮影したものだが、現在ではHP上でも確認できる。<https://hdl.handle.net/20.500.11840/1226344> (参照2024年10月19日)

である。詳細はジェッダ領事館もしくはメッカの副領事に尋ねることとある(図12)。次のページは、上から巡礼季を記入する欄、オランダ領東インドからジェッダの行程について、巡礼船名、乗船地、ジェッダからオランダ領東インドへ



(図13)

の行程について巡礼船名を記載するページとなっている(図13)。続くページはオランダの国章が最上部に印刷され、順に「メッカ行き旅券」ジャウイ文字による同文、「注記」、「検疫」、「死亡」と下に続いている(図14)。

パスの4ページと5ページをあわせて確認してみる(図15)。4ページはワクチン接種に関する注記とあり、上段に天然痘(pokken)、下段にコレラとチフスの接種証明欄にわかれている。1928年2月14日に3種類の感染症に対するワクチンをRengatで接種したことが同一の医師により証明されている。医師の名前は記され



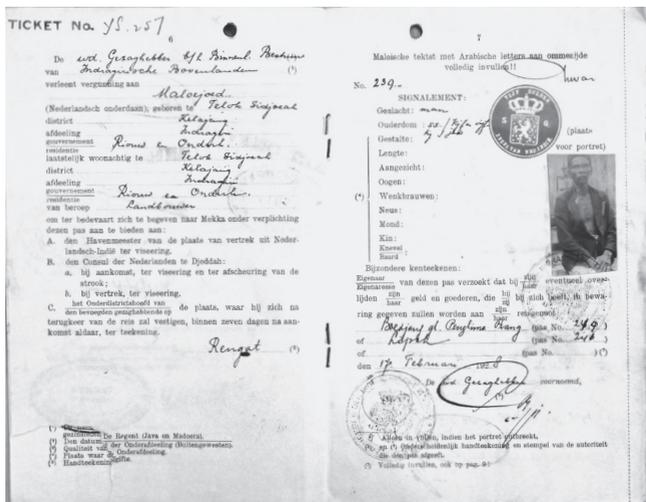
(図14)

航海の途上でなんらかの事態が生じ、パスがオランダ当局により保管されることになったのかもしれない。パスの来歴が不明のためこの人物が東インドに帰還したのか確かなことはわからない²³。

6ページは本来の印刷面にはない欄

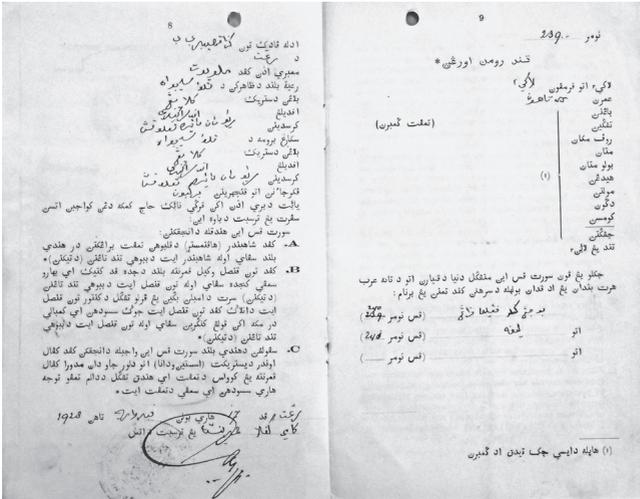
外にチケット番号の文字が印字され、yS.257というイニシャルと番号が赤字で手書きされている(図16)。往路時のチケット番号であったか、帯部分の整理番号か、復路時のチケット番号かは不明である。文面は、Indragirische Bovenlanden(上インドラギリ)の内務当局責任者がMaloejoedに許可を与えたとあり、「Nederlandsch onderdaan(オランダ臣民)で、Telok Sidjoeah(=Teluk Sijuah)生まれ、Kelajang(=Kelayang)地区、インドラギリ区 Riouw en Onderh.(=Onderhorigheden)、職業農家」という情報が記載されている。A-Cまでの記載事項は、これまで同様巡礼時の必要な手続きを説明したものである。4段階に整理して手続きを説明していたのに対して、ここではジェッタの領事館での手続きを大きくBにまとめ、ジェッタ到着時と帰還時をaおよびbと下位に区分しているのが細かな相違になる。

7ページはページ数のすぐ下に赤字で注意事項が記されており、次ページのアラビア文字を混ぜたマレー語の記載事項もすべて記入すること、とある(図16)。パスの番号は239、身体的特徴の記載欄は性別(男性)と年齢(55歳、アラビア数字とオランダ語で記入)としかなく、それ以外は証明写真で確認することを前提としている。



(図16)

²³ すぐ後で紹介するメッカ・パスの切り離し部分(帯)も撮影時に学芸員に直接尋ねたもののジェッタ領事館からどのような経緯で博物館の取蔵となったのか来歴は明らかではない。



(図17)

隣にはオランダの紋章をモチーフにした5ギルダールの印紙が浮き出しで刷られている。5ギルダールという額は、この時点でのパスの発行手数料である。下部欄外4は、証明写真のない場合に限り記入することという注記がされている。証明

写真の登場がパスの本人確認の精度を高め発給時の身体的特徴の確認を大幅に簡素化させたことがうかがえる。巡礼途上の死亡時の現金と携行品は、同行者を2名指定している。Boedjang gl. Penglima Perangパス番号214, もう1名はLipah241番で書き直している。両名を指定した日付は出発日と同じである。署名欄と押印欄には番号が配されている。それぞれ署名は(5)押印は(6)と欄外注記で指定がある。欄外注記赤字の(7)は指定された人物の名前とパス番号の情報を9ページにもすべて記入することが赤字で注記されている。さらに、7ページにはジェッダのオランダ領事館到着時に切り離す帯の部分が付いていた。このパスも7ページに帯部分を切り離れた跡を認めることができる。帯部分については、パス本体の検討の後に取り扱う。

8ページおよび9ページは6ページおよび7ページの記載内容をジャウィ文字で表した箇所となる(図17)。

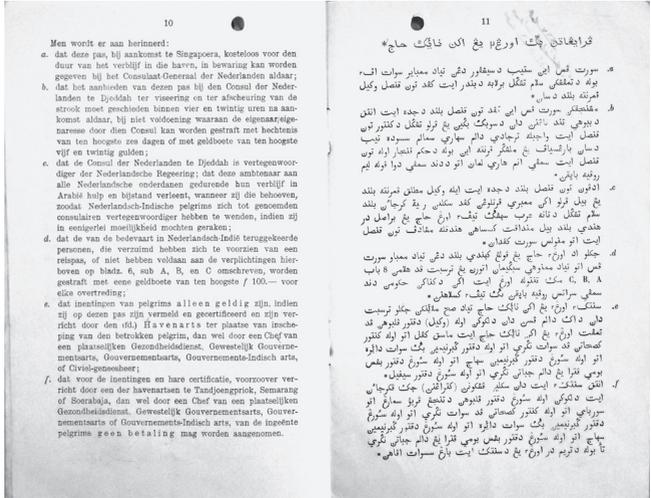
10ページはパスの所持人に対する注意事項がaからfまで6項目記載されている。この内容については様式の箇所で解説したとおりである。11ページはそのジャウィ文字による記載である(図18)。

1921年パス切り離し部分

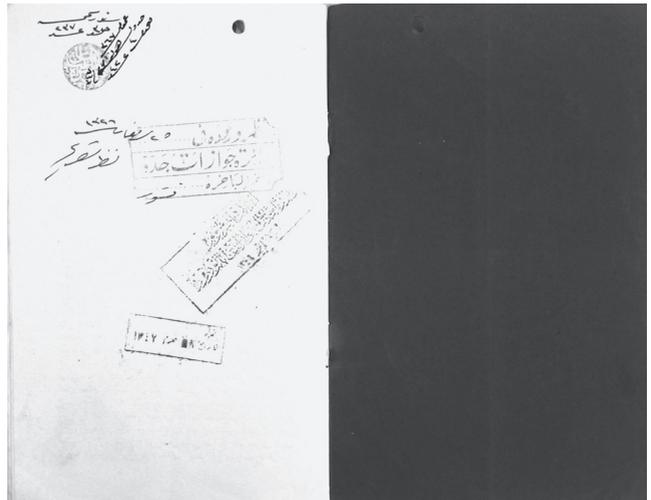
1921年様式のメッカ・パスは7ページに7aのページ番号が振られた切り離し帯がつ

いていた。ジェット到着時に現地のオランダ領事館に出頭し、メッカ・パスに査証を受けるとともに7aを切り離し領事館に提出することが義務付けられていた。メッカ・パスに切り離しできる帯を付加することは1909年のメッカパスの改定により導入されたものである。この帯の導入については、その理由について説明した文書が不明なもの、領事館での帯保管によって巡礼者の情報をパス発給元の自治体、ひいては東インド政府と領事館との間で共有することとなり、出発から帰還までの巡礼者の追跡が可能になったといえる。

来歴は不明なもの、ライデンの旧民族学博物館（現Wereld Museum Leiden）には、1937年から1939年の間に発給されたパスの帯が相当数収蔵されているのを確認できる



(図18)



(図19) 1921年パスの最終ページ。複数の押印と署名を認めることができるものの、現時点では判読できていない。



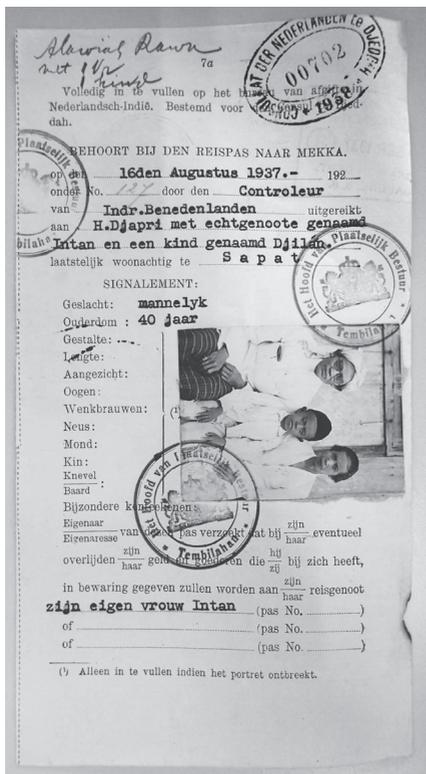
(図20)

られた帯の束が収められていた (図20)。

帯の数枚をここで紹介したい。1枚目はタイプで記入された帯で、判読が容易なこともあり取り上げる (図21)。1937年8月16日にIndr. Benedenlanden (インドラギリ下流域=下インドラギリ) のControleur (監督官) により、H. DjapriとIntanという名の妻、それにDjilanという名の子に対してパスが発給されている。家族でのメッカ巡礼である。彼らの直近の居住地はSapatと記されている。身体的特徴の欄は、性別男、年齢40歳とのみ記載されており、他の特徴は証明写真で確認することになっている。Intan, Djilanの年齢は帯の記載情報からは不明である。その他の記載事項としては、巡礼途上の死去に際して所持品は妻のIntanに委ねることと記載されている。1938年のジェッタの領事館印が最上部に認められ、他に証明写真の割印としてTembilahan (トゥンピラハン) の自治体長印が証明写真に2箇所、切り離し前の7ページに割印されている。この時代になると複数の汽船会社による巡礼航路の整備が進み家族での巡礼も珍しくなくなっていたのであろう。1937年に下インドラギリの位置するリアウでメッカ・パスを申請した人数は189名との記録が残っている。これは筆頭者の数であり、

²⁴。その数は約2万5千枚を数えるという。2016年に調査で博物館を訪ねた際に、1903年パス、1921年パスの現物とともにジェッタ領事館で保管されていた帯の現物を撮影する機会があったが、大きな段ボール箱に糸で括

²⁴ 筆者が調査をおこなった2016年時点では未整理であったが、現在は博物館の次のリンクから確認できる。<https://hdl.handle.net/20.500.11840/857698> また、(Shatanawi 2022)の第5章ではオランダの博物館に収蔵された巡礼関係のコレクションを分析しており、帯も植民地権力の監視の手段として紹介されているものの、それ自体の分析はなされていない。



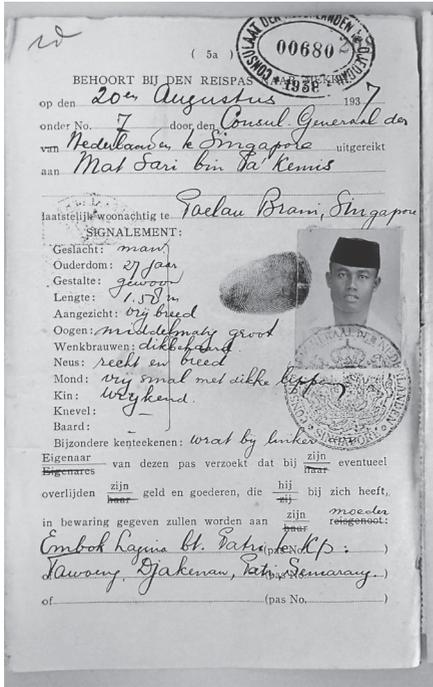
(図21)



(図22)

この帯にあるように一通のパスに複数名記載されている場合、連記されている者の数は別途記録されており、リアウでは147名と記録されている。したがって巡礼者の総数は336名となる。

次の帯は、1938年8月11日にLebak (Bantam) のRangkasbitung (ランカスビトゥン) のレヘントにより発給されたパスである(図22)。本来であれば年号は不要であるが、Lebakの担当者は念のために加えたのであろうか。パスの申請者名はNij Emehと記されている。続く記載文には取り消し線が引かれている。この箇所には、met een kind Moerki oud 4 jaarと書かれていたのが判読できる。直近の居住地はKeusalとなっている。身体的特徴の欄は、性別女、年齢35歳、外観痩せ型、身長157センチと記載され証明写真が貼付されている。公印は帯上部のジェッダの領事館印と証明写真に押されたBANTAM REGENT VAN LEBAK印が認められる。



(図23)

この証明写真には子どもが写っているが、その顔と額にはバツ印が書かれている。これは、先程の取り消し線の引かれた箇所に記載されていた彼女の子と思われ、取り消し線と写真のバツ印からは、この子が巡礼途上で亡くなったことを示している。現金と携行品の引き渡し先としては2名の人物が指定されており、パス番号30番のAsanもしくは、22番のMoh. Jalaを確認できる。1909年の通達では1名につきパス1通とされていたが、先の帯で確認できるように夫妻で1通のパスを申請する例も多数見受けられる。この帯のNji Emehの場合は、おそらく2名の人物のうちいずれかが同行の夫ではないかと推測できる。

ジェッタ領事館に残された帯からは、シンガポールのオランダ領事館で発給されたメッカ・パスの切り離し部分も確認できる。ジェッタ領事館での番号00680のパスは、1937年8月20日にシンガポールのオランダ領事館により発給されたものである(図23)。パス番号は7番。パスの申請者はMas Sari bin Pa'Kemis。パス申請時の居所はシンガポールのPaelau Brani(ブラニ島)と記載されている。身体的特徴の項目は証明写真の貼付にも関わらずすべてが記載されており、性別男、年齢27歳、体格普通、身長158センチ、顔幅広、目中程度、眉太い、鼻(鼻筋)通っていて広い、口かなり狭く唇は厚い、顎は引き気味と記載されている。また、他の特徴として左耳近くにイボとあり、身体的特徴は相当詳細に記載されている。

さらにこのパスにはパス所持者の指印(拇印か)が証明写真に押されている点に気がつく。オランダ領東インドで発給されたメッカ・パスの証明写真に所持人の指印が押されているものは現時点では未見である。加えて、このメッカ・パスには、証明写真が貼付されているにもかかわらず、身体的特徴がすべて記載されている点も目を引

く。通達によって領事館においてメッカ・パスを発給する際にこのような措置が取られた可能性もあるが、そのような通達も現時点では確認できていない。巡礼途上の死亡の際に引き渡す現金と携行品は、母親が指定されており、東インドのスマランの住所が記載されている(Embok Lagina bt. Patri te Kp: Tawoeng, Djakenan, Pati, Semarang)。

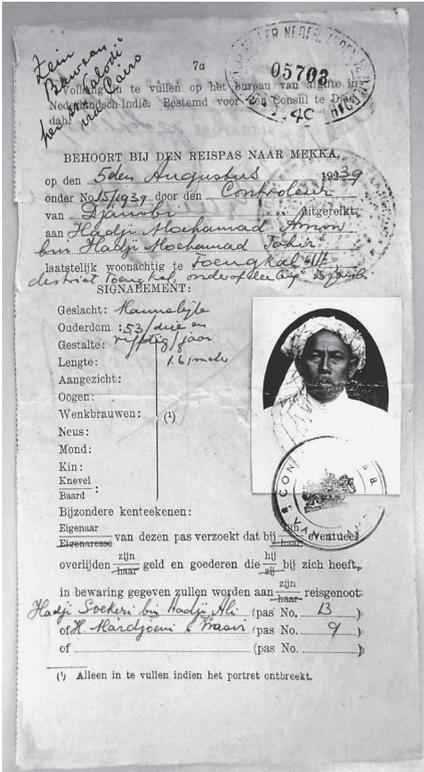
シンガポール経由での巡礼をオランダの植民地政庁はどのように受け止めていたのだろうか。数度にわたり出された通達から政庁の姿勢をうかがうことができる。例えば、1870年3月に全土の自治体長宛に出された通達では、オランダ領東インドからの巡礼者がシンガポールで詐欺の被害にあう例がみられることに注意を促している²⁵。すでに1831年の政令のなかでシンガポールでのパス詐取による巡礼が問題視されていたが、ほぼ1世紀後の1928年の通達でも巡礼者が東インドでメッカ・パスを申請せず、シンガポールに渡った後にオランダ領事館でパスを申請する例、もしくはジェッタ到着後にオランダ領事館でパスを申請する例、さらには英領事館で英のメッカ・パスを取得するといった事例が指摘されていた²⁶。

通達は、英領事館がオランダ領東インド出身の巡礼者に対して適切な身元確認もなく英のメッカ・パスを発給していることに言及している。また、パスの手数料がオランダ領東インドで申請する場合は5ギルダー、シンガポールのオランダ領事館で申請すると6.75ギルダーであり、巡礼希望者に対して東インドでメッカ・パスを取得することを周知するよう自治体長に要請している。巡礼の制度化に苦心していた東インド政庁にとって、シンガポールは一種の抜け道として機能しており、シンガポール経由

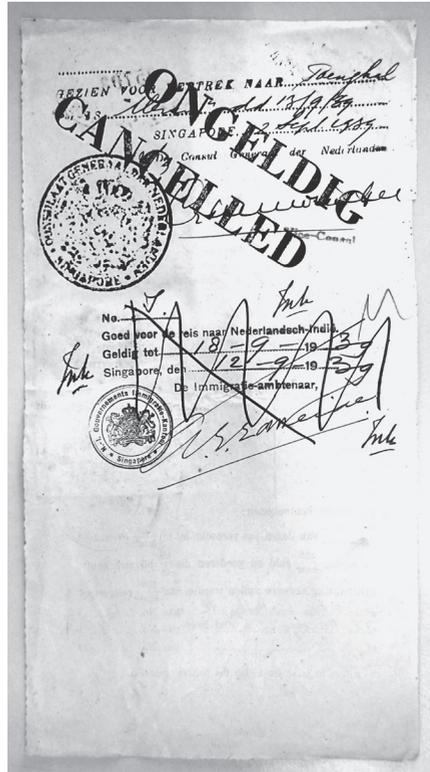
²⁵ Bijb. 1871. No. 2305. BEDEVAARTGANGERS. — Maatregelen ter voorkoming van de kwade paktijken, die te Singapore gepleegd worden ten nadeele der —. CIRCULAIRE aan de hoofden van gewestelijk bestuur op en buiten Java. No. 551. Batavia, 24 Maart 1870.

No. 11719. BEDEVAARTGANGERS. REISPASSEN. Instructies voor de nauwkeurige toepassing van de bepalingen betreffende de reispassen van bedevaartgangers naar Mekka. RONDSCRIFVEN EERSTEN GOUVERNEMENTS SECRETARIS. Aan de Hoofden van Gewestelijk Bestuur. No. 307x. Buitenzorg, den 16den Augustus 1928.

²⁶ この他に、20世紀に入ると巡礼費用を賄えない「原住民」をマレーシアのプランテーション労働者として雇入れ、その給料を巡礼資金に充てるという名目でシンガポールに渡航する者が頻繁にみられるようになる。もちろん、全員が巡礼の目的を果たせたわけではなく、約束の給料が払われない事例、あるいは給料を遊興費に使い切ってしまう例など存在したようである。そもそも巡礼は目的ではなく出稼ぎが目的で巡礼資金の貯金は名目でしかなかったという例も指摘されている。東インドからの巡礼者にとってシンガポールの有した意義については、(Roff: 2009; Alexandersen: 2022)などが詳しい。



(図24)



(図25)

の巡礼の管理に苦慮していたことがうかがわれる。しかも、その要因が他の植民地権力である英の杜撰な旅券業務に起因していたのは皮肉としか言いようがない。通達からは、巡礼をなんとかしてでも管理しようとするオランダ側の意図がうかがえる。

もう一点、植民地統治下でのメッカ巡礼の最後期に属するパスの切り離し部分を紹介したい。1939年8月5日にDjambi (ジャンビ) のControleur (監督官) によりHadji Moehammad Amin bin Hadji Moehammad Tohir に対して発給された15番のパスである (図24)。申請時の居所はおそらくToengkal IIIと記載されている。身体的特徴の欄には性別・年齢と身長のみが記され、他は証明写真による。性別は男、年齢53歳、身長161センチ。ハジという称号があるように、この人物は過去にメッカ巡礼を行った経験のある人物である。現金と携行品の引き渡し先としてはHadji Soekeri bin Hadji Ali、パス番号13番とH. Mardjoeni b Nasir、パス番号9番が指定されている。ジェッダのオ

ランダ領事館印が上部、証明写真にDjambiの監督官の割印を確認できる。

この切り離し部分で最も興味深いのはその裏面にある(図25)。大きくONGELDIG CANCELLEDと無効の印がシンガポールのオランダ領事館の査証に押されている。査証は1939年9月12日付けで、汽船名(判読不能)の後に出港日として1939年9月13日と記載されている。領事館の査証印の下には線で取り消されたシンガポール移民局の査証印を確認できる。オランダ領東インド向のトランジット・ビザに相当するもので、1939年9月12日に発行され、有効期間は1週間、9月18日までとなっている。

このメッカ・パスがDjambiで発給されたのは1939年8月5日である。次に日付が確認できるのが1939年9月12日シンガポールにおいてとなる。この時代は汽船が大型・高速化したこともあり、東インドとジェッタの間の航海日数は短縮されていたもの(すでにオランダ本国と東インドの間に航空機による定期航路も開設されていた)、約ひと月の間にメッカへの巡礼を済ませジェッタからシンガポールへ帰還するとなると、相当の強行軍でありジェッタ領事館印は認められるもの実際に巡礼をおこなったのかは不明な点が残る。あるいは、切り離し部分がジェッタ領事館に残されていることから、シンガポール査証印は往路の時点で受けたものとも考えられるが、査証に日付も書き込まれている点をどのように理解するかが難しい。シンガポールで査証印を受けた時点で、ヨーロッパでは第二次世界大戦が勃発していた(1939年9月1日)。この年をもって、オランダによる東インドでのメッカ・パス発給は終焉をむかえたものと思われる。

おわりに

メッカ・パスを通じた巡礼の制度化は最終的にどのような行程にたどりついたのだろうか。最終段階の行程は次のように整理できるだろう（表1）。

| 巡礼段階 | 場所 | 関係当局 (査証権限) | 注記事項 |
|------|--------|--------------------|--------------------------------|
| パス申請 | 居住地自治体 | 居住区自治体長 (+原住民長) | 資金証明+往復チケット ワクチン接種(1921-) |
| 出港時 | 乗船地 | 港湾長 | 港湾長による署名 |
| 到着時 | ジェッダ | ジェッダ領事 | 検疫 領事による署名と帯保管 |
| 帰還時 | ジェッダ | ジェッダ領事 | 領事による署名 |
| 帰港時 | 下船地 | 港湾長 | 検疫 |
| 帰郷 | 居住地自治体 | 居住区自治体長 | 自治体長による署名 ハジ・テスト(1859-1902) |

(表1) 筆者作成

英国によるメッカ巡礼の制度化について論じたマイケル・ロウは、ジェッダの英領事館員が1860年代から繰り返し巡礼者への旅券の義務付けを唱えていたことを紹介している²⁷。そこで領事館員が旅券導入の利点としてあげていた理由が、巡礼者数を数えもしくは推計し、より確実な統計上の基礎を提供する。さらには旅券により巡礼者が英国籍を証明でき領事館の外交的保護の対象になる、という点であった。

ロウは副領事の発言を引用しつつ、「毎年ムスリム臣民のうちどの程度がインドを發ち、どの程度が戻り、戻らないもの数はどの程度かある種の正確性をともない知ること。その他に、政府は疑いのある人物もしくは好ましくない人物の移動を調査し続けることが可能」となる、と指摘している。この発言は、1859年にオランダが初めて巡礼規則を定めた際に、その冒頭に記していたコメントと完璧に呼応している。加えて感染症の発生を追跡可能にして、巡礼船への過剰な人や荷物の積み込みを管理できるのもパスを通じた巡礼制度化の利点といえよう。

1941年のオランダ領東インド報告書の第2巻は1940年の東インドの年次統計であり、ここには1935年から1939年までの巡礼動向に関するデータが掲載されている²⁸。メッ

²⁷ (Low 2018: 219) を参照。第5章は英国による英領インドからの巡礼者に対するパス導入の試みについて論じている。

²⁸ Indisch Verslag 1941 II. Statistisch Jaaroverzicht van Nederlandsch-Indië over thet Jaar 1940,

カ・パスによる巡礼の制度化は、植民地末期に至ると相当のデータが蓄積され、パス導入の利点を実現していたといえる。巡礼者数もメッカ・パスの申請データに基づき、東インド領内、在シンガポールおよびベナンのオランダ領事館、ジェッダのオランダ領事館、カイロおよびその他のオランダ領事館と4つに区分され集計されるようになった。東インド領内は、パスを発給した理事州によって区分されている。また、1通のパスに複数名が記載されている場合も、パス筆頭者以外の巡礼者数がカウントされたうえで、総数が数えられている。

この報告書では、ジェッダのオランダ領事館で登録された巡礼者数も整理されている。1878年から1939年までの巡礼者の総数とジェッダの領事館での登録者数が記載されており、これによりその年に東インドから巡礼に向かった数と、それ以前に出発して巡礼途上にある者の数を特定できるようになっている。さらに、1939年時点で巡礼に要する最低限の経費の試算も脚注で説明されている。出発まで（東インド内）と出発後（東インド外）とに区分されており、詳細はここでは省略するものの856ギルダ－50セントという試算が載せられている。ちなみにメッカ・パスの手数料は5ギルダ－、証明写真が60セントとある。1825年の総督決議でメッカ巡礼目的のパスの手数料を110ギルダ－としていたことを想起すると、手数料の低価格化も制度化のひとつのあらわれといえるのかもしれない。

航路の開拓、輸送手段の発達、エージェントによる巡礼のパッケージ化などにより、児童さえ巡礼に出られるような環境がこの時点で整備されていた。パスを抑制的に発給することはもはや現実的に不可能となっていたのである。メッカ・パスの導入とは、パスの抑制的な発給による巡礼の管理が不可能となった時点で、巡礼の制度化による管理へと政策が転換する分岐点を意味していたといえる。

ここまでオランダ領東インドで発給されたメッカ・パスの変遷を整理した。巡礼のみを目的とするパスが生まれ、そこに様々な要素が加えられ、巡礼の行程と一体化されていく過程をたどることができたのではないだろうか。メッカ・パスの誕生と展開は、グローバルな人の移動を制度化という視点から読み解くとき、現代のわれわれが経験している多くのことを先取りしていたようにも思える。

追記

本稿は2022年度南山大学パツヘ奨励研究I-A-2, JSPS科研費21K12408, 23K21962, 23H00017による助成を受けたものである。内容の一部については第5回KAPAL研究大会（2023年12月16日）での報告を基にしている。当日の報告ではフロアから貴重なコメントを寄せていただいた。一部史料の判読に際しては、Els Bogaert, Willem van der Molen, 高地薫の各氏からご教示いただいた。ここに記して謝意を表したい。

史料

Bijblad van Nederlandsch-Indië

Centrum voor familiegeschiedenis (CBG)

Indisch Verslag 1941 II. Statisch Jaaroverzicht van Nederlandsch-Indie över het Jaar 1940,
Batavia: Landsdrukkerij.

Leiden University Libraries

Staatsblad van Nederlandsch-Indië

Wereld Museum Leiden

参考文献

Alexanderson, Kris. 2020. *Subversive Seas: Anticolonial Networks across the Twentieth-Century Dutch Empire*, Cambridge: Cambridge University Press.

Chiffolleau, Sylvia. 2022. "The Pilgrimage to Mecca, Epidemics, and Health Protection in Europe (Nineteenth-Twentieth Century)", *Encyclopedie d'histoire numerique de l'Europe*, <https://ehne.fr/en/node/14164> (参照2024年9月25日)

Eisenberger, Johan. 1928. *Indië en de bedevaart naar Mekka*, Leiden: M. Dubbeldeman.

Laffan, Michael. 2011. *The Making of Indonesian Islam: Orientalism and the Narration of a Sufi Past*, Princeton: Princeton University Press.

Low, Michael Christopher. 2018. *Imperial Mecca: Ottoman Arabia and the Indian Ocean Hajj*, New York: Colombia University Press.

Mols, Luitgard and Vrolijk Arnaud. 2016. *Western Arabia in the Leiden collections: Traces of a Colourful Past*, Leiden: Leiden University Press.

- Roff, William R. 2009. *Studies on Islam and Society in Southeast Asia*, Singapore: NUS Press.
- Shatanawi, Mirjam. 2022. *Making and Unmaking Indonesian Islam: Legacies of Colonialism in Museums*, Ph. D dissertation, <https://hdl.handle.net/11245.1/2da33382-b357-4e4c-a377-bc368202a6e1> (参照2024年10月20日)
- Slight, John. 2015. *The British Empire and the Hajj: 1865-1956*, Cambridge MA: Harvard University Press.
- Tagliacozzo, Eric. 2013. *The Longest Journey: Southeast Asians and the pilgrimage to Mecca*, New York: Oxford University Press.
- Tagliacozzo, Eric and Toorawa, S. (eds). 2016. *The Hajj: Pilgrimage in Islam*, New York: Cambridge University Press.
- 國谷徹. 2004. 「19世紀末の蘭領東インドからのメッカ巡礼について—巡礼パスポート制度の展開過程を中心に—」『日蘭学会会誌』29(1), 15-28.
- 國谷徹. 2008. 「東南アジアからのメッカ巡礼と植民地支配」『自然と文化そしてことば』(4), 34-41.
- トーパー, ジョン・C. 2008. 『パスポートの発明—監視・シティズンシップ・国家』藤川隆男訳, 法政大学出版局.
- 吉田信. 2021. 「オランダ領東インドにおける旅券制度の展開—植民地パスポートの様式と機能をめぐって」『史料が語る東インド航路 移動がうみだす接触領域』勉誠出版, 214-238.

